

平成 21 年度ニューウェーブ研究創出事業 実施要領

1 目的

県内大学等の若手研究者の新規性・独創性と産学共同研究に発展する可能性を有する研究テーマについて、委託研究を通じて該当テーマの育成を行い、新たな研究開発の創出を図る。

2 事業内容

財団法人山形県産業技術振興機構（以下「機構」という。）は、県内企業と県内大学等との事業化の見込みのある共同研究等について、本格的な産学共同研究の立ち上げを旨とした事業化可能性について委託により調査・研究を行う。

(1) 研究課題については、県内企業との共同研究の可能性があるかあるいは共同研究がある程度絞り込まれており、共同研究実施見込みのある研究に対して調査研究を行うものとする。

(2) 委託研究の内容（年齢は平成 21 年 4 月 1 日現在）

① 萌芽段階（対象者 37 歳以下、1 研究課題 400 千円）

研究開発のシーズ発現と発展性についての調査研究

② 共同研究想定段階（対象者 45 歳以下、1 研究課題 1,000 千円）

本格的な産学共同研究の立ち上げを目的とした可能性研究

(3) 研究課題の対象経費は、別紙のとおりとする。

3 事業対象者

研究課題に申請できる者は、次に掲げる大学等に所属する研究者（准教授、講師、助教、助手、研究員及び技官）とする。

- ① 国立大学法人山形大学、東北芸術工科大学、東北公益文科大学、山形県立保健医療大学
- ② 国立鶴岡工業高等専門学校、山形県立米沢女子短期大学、山形県立農業大学校、山形県立産業技術短期大学校
- ③ 県内試験研究機関

4 事業実施期間

委託契約日から平成 22 年 3 月 10 日（水）までとする。

5 研究課題の申請及び選考

(1) 研究課題を申請するに当たっては、研究課題申請書（様式 1）、研究課題申請書参考資料（様式 2）、研究評価シート（様式 3-1、3-2）及び同意書（様式 4）を、機構理事長あて申請するものとする。

(2) 応募のあった研究課題は、本事業の研究課題を適正に選考するために、技術審査評価委員会を開催して選考する。

- (3) 選考方法は、原則として書類審査による第一次選考、口頭説明（ヒアリング）による第二次選考により行う。

6 採択後の研究者及びその所属機関の責務等

(1) 委託研究契約の締結

機構は、研究者が採択を受けた研究課題を実施するに当たり、研究者が所属する機関との間で委託研究契約を締結する。

(2) 経理の処理

研究者の所属機関は、機構との委託契約により受け入れた研究費について、適正に経理処理を行わなければならない。

(3) 取得財産の帰属

委託事業で取得した財産（機械装置、工具・器具・備品、構築物等）及び生産物のうち、原則として10万円を超えるものは、当機構に所有権が帰属する。

(4) 知的財産権の帰属

委託研究の実施によって発生した知的財産権は、原則として機構と研究者の所属機関との共有とするが、機構理事長と研究者の所属機関との協議により、別に定めることができる。

(5) 研究成果の報告

研究者及び研究者の所属機関は、委託研究が完了した時には、研究完了の日から起算して30日以内又は平成22年3月19日（金）までのいずれか早い日までに研究課題の実績（様式5）、研究課題の成果（様式6）を各2部、研究評価シート（様式3-2）を1部、機構理事長に提出するものとする。

(6) 機構が行う調査への協力

研究者及び研究者の所属機関は、機構が委託研究期間中あるいは研究完了後に行う調査について協力するものとする。

なお、機構が委託研究期間中に行う調査に当たり、研究者は当該研究時点における研究評価シート（様式3-1）を作成し、機構に提出するものとする。

(7) 研究成果の発表等

研究者は、研究完了後、機構が実施する広報活動・成果発表会への参加について協力するものとする。

7 採択の取消等

本事業で採択された研究課題が、山形県又は機構が実施する他の助成事業等に採択された場合、本事業による採択を取り消すことができるものとする。

8 その他

この要領に定める事項のほか、必要な事項は機構、研究者の所属機関が協議をして定めるものとする。また、この事業に係る研究成果を論文等で発表する際には、当該研究費を使用している旨の記載を願いたい。